

豊田市緑化地域制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）豊田市緑化推進条例（平成24年条例第5号。以下「条例」という。）及び豊田市緑化推進規則（平成24年規則第8号。以下「規則」という。）に基づく緑化地域制度の実施に際し、運用上必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この基準において定めるもののほか、法、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「政令」という。）、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。）、条例及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の例による。

2 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化 地面や人工的に造った植栽基盤を樹木や地被植物で覆うこと。
- (2) 樹木 地上部の一部が木質化している植物をいう。
- (3) 樹木の高さ 樹木の樹冠の頂端（一部の突出した枝を除く。）から根鉢の上端までの垂直高をいう。
- (4) 高木 樹木の高さが4.0m以上の樹木をいう。
- (5) 中高木 樹木の高さが2.5m以上4.0m未満の樹木をいう。
- (6) 中木 樹木の高さが1.0m以上2.5m未満の樹木をいう。
- (7) 低木 樹木の高さが1.0m未満の樹木及びタケ類をいう。
- (8) 樹冠の水平投影面積 樹木の枝により形づくられる外郭線（一部の突出した枝を除く。）に囲まれた部分を水平面に投影した面積をいう。
- (9) 地被植物 芝などの草本やササ類、シダ植物、コケその他の地面を低く面的に覆う植物
- (10) 植栽基盤 樹木、芝、その他の地被植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分をいう。
- (11) 緑化面積 省令第9条における緑化施設の面積をいう。
- (12) 壁面緑化 緑化施設を建築物の外壁、建築物の外壁に準ずるもの及び建築物に付帯する設備の壁面に整備することをいう。
- (13) 建築物の外壁 建築物の屋内と屋外を区別する壁のうち、屋外に面している壁の部分をいい、バルコニーやベランダの外壁面を含む。
- (14) 屋外 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に示される建築面積に算入されない部分をいう。
- (15) 緑化駐車場 駐車場としての用途を兼ねる緑地をいう。
- (16) ポット苗 ポット内で栽培された苗芝をいう。
- (17) スترون苗 芝の茎をほぐした苗をいう。
- (18) パーゴラ 住宅の軒先や庭に設ける、つる性の植物を絡ませる木材な

どで組んだ棚で、藤棚や緑廊等のこと。

- (19) 植栽等 緑化面積として計上することができる緑化施設から、省令第9条第2号ホ（以下「S5」という。）に基づき計算される緑化施設及び緑化駐車場を除いたものをいう。

（樹木の緑化面積の計算方法）

第3条 樹木の緑化面積の計算方法は省令第9条各号の規定によるほか、以下の各項に定めることにより定めるものとする。

- 2 省令第9条第2号イ（1）（以下「S1①」という。）に基づき緑化面積を計算する場合、その面積は、樹冠を直行する2本の直径の平均を直径とした円とみなして算出することができる。この場合において、樹冠投影面積は、植栽時の実際の水平投影面積とする。
- 3 省令第9条第2号イ（2）（以下「S1②」という。）に基づき緑化面積を計算する場合、次の表の左欄に掲げる樹木に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる面積を1本当りのみなし樹冠の緑化面積とすることができる。ただし、この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限る。

樹木の種類	半径	面積
高木	2.1m	13.8㎡
中高木	1.6m	8.0㎡
中木	1.1m	3.8㎡

- 4 S1②に基づくみなし樹冠が建築物などに重なる部分は緑化面積として計上できない。ただし、植栽時の樹木の高さが建築物の高さを超える場合は、重なる部分を緑化面積として計上することができる。
- 5 省令第9条第2号イ（3）（以下「S1③」という。）に基づき緑化面積を計算する場合、同一の植栽基盤内の樹木は全てS1③で計算しなければならない。
- 6 植栽基盤が縁石などにより明確に区分されている場合は、2箇所の植栽基盤とみなす。
- 7 S1③に基づき緑化面積を計算する場合、植栽基盤の中に芝その他の地被植物があるときは、芝その他の地被植物の緑化面積を樹木による緑化面積とみなして計上することができる。
- 8 S1③に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。

（芝その他の地被植物の緑化面積の計算方法）

第4条 省令第9条第2号ロ（以下「S2」という。）に基づき張芝の緑化面積を計算する場合、7分張以上の張芝を行っていれば、張芝を行った植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、7分張未満の張芝で緑化する場合は、目地部分を除いた実際の張芝の水平投影面積を緑化面積とする。

- 2 S 2 に基づき苗芝の緑化面積を計算する場合、ポット苗は原則 4 個/m²以上の密度、ストロン苗は原則 1 5 0 g/m²以上の密度であれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。その他特別な苗、特殊な工法を選択した場合は、別途協議により判断するものとする。
- 3 S 2 に基づき地被植物の緑化面積を計算する場合、原則 3 6 株/m²以上の密度で植さされていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、ヒペリカム類は 1 6 株/m²以上、タマリユウ及びそれに類する地被植物に関しては、6 4 株/m²以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。
- 4 S 2 に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。
- 5 緑化補助資材を使用する場合は、実際に植栽が被っている部分の水平投影面積を S 2 に基づく緑化面積として計上することができる。ただし、緑化駐車場において緑化補助資材を使用する場合は、次の各号に掲げる場合に応じてそれぞれ当該各号に定める方法により算出した面積を S 2 に基づく緑化面積とする。なお、緑化補助資材を使用して構成される緑化率を示した図書を計算書と併せて提出すること。
 - (1) 緑化率が 6 4 %以上の緑化補助資材を使用する場合 緑化補助資材の設置面積×0. 8
 - (2) 緑化率が 6 4 %未満の緑化補助資材を使用する場合 緑化補助資材の設置面積×使用する製品の緑化率×1. 2 5
- 6 つる性植物などが、緑化資材を平均して 3 0 cm以下の間隔で設置したパーゴラを被う場合には、その部分の水平投影面積を S 2 に基づく緑化面積として計上することができる。ただし、一年草による緑化は、緑化面積として計上できない。

(花壇等の面積の計算方法)

第 5 条 省令第 9 条第 2 号八 (以下「S 3」という。) に基づき花壇等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 草花等が生育するために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもので、良質土の補充や土壌改良などが施されていること。
 - (2) 年間を通じて適宜植え替えなどを行うことにより、概ね 6 か月以上植物が植栽された状態にあるもの
 - (3) 原則として緑化工事完了時に植え付けなどがされていること。
- 2 S 3 に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。
 - 3 プランターやコンテナ等は原則として緑化面積に計上できない。ただし、

容積が概ね50ℓ以上のものをアンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体に固定又は定着する場合に限り、緑化面積として計上することができる。

- 4 省令第9条第2号イに基づき緑化面積を計算する場合、前項の規定を原則として準用する。

(池・水流等の面積の計算方法)

第6条 省令第9条第2号二(以下「S4」という。)に基づき池、水流等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 池の場合、池の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること。
- (2) 水流の場合、水流の両側が植栽等に面していること。
- (3) 水流の場合、水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えていること。
- (4) 池又は水流に面している一体の植栽等が、池又は水流の面積以上であること。
- (5) 池又は水流の底の表面が、土又は石(切石も可)で被われていること。

- 2 一つの水流の中で前項の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS4に基づく緑化面積として計上することができる。

(土留・園路等の面積の計算方法)

第7条 S5に基づき土留を緑化面積として計上するためには、少なくとも土留の片側が植栽等に面していなければならない。

- 2 前項において、建築物の躯体を土留として利用している場合等は対象外とする。

- 3 S5に基づき園路を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 園路の両側が植栽等に面していること。
- (2) 園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であること。
- (3) 園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えていること。
- (4) 日常的な車両通行がないこと。

- 4 一つの園路の中で、前項の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS5に基づく緑化面積として計上することができる。

- 5 前2項において、園路の中や園路に面した位置にある第1項で規定する土留は、園路として扱うことができる。

- 6 S5に基づき「植栽等と一体となった小規模な広場(以下「広場」とい

う。)」を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) 広場の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること。

(2) 広場に面した植栽等の面積が広場の面積以上であること。

7 前項において、広場の中や広場に面した位置にある第1項で規定する土留は、広場として扱うことができる。

8 S5に基づき「植栽等と一体となった散水用配管・排水溝(以下「配管等」という。)」を緑化面積として計上するためには、配管等は植樹帯の中に設置されていなければならない。

9 前項において、第3項で規定する園路、第6項で規定する広場の中、広場に面した位置にある配管等は、それぞれ園路、広場として扱うことができる。

10 S5に基づき修景施設等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) 植栽等もしくは第3項で規定する園路、第6項で規定する広場の中に設置されていること。

(2) 修景施設等が、緑地の利用や維持管理に関する施設であること。

(3) 1施設の面積が1㎡未満であること。

11 S5に基づき土留を緑化面積として計上する場合、その天端の水平投影面積を計上する。

12 S5に基づく緑化面積は、全緑化面積の1/4を超えない範囲まで計上することができる。

(屋上緑化の面積の計算方法)

第8条 建築物その他工作物の上面に整備された省令第9条第2号に掲げる緑化施設の面積は、屋上緑化の面積(以下「S6」という。)として計上しなければならない。この場合において、S6は、植栽する緑化施設に応じてS1からS5に該当するものと同様に計算するものとする。

(壁面緑化の面積の計算方法)

第9条 省令第9条第1号(以下「S7」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、補助資材、植栽基盤等の資材が外壁部分に設置されるときは、その資材又は植物に覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定することができる。

2 S7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、3株/㎡以上の密度で植栽されていなければならない。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではない。

3 一年草による壁面緑化は、緑化面積として計上できない。

4 傾斜した建築物の外壁を緑化する場合は、「緑化施設の水平投影面積」として計上された緑化面積が、第1項により計上された緑化面積より大きい場合は、「緑化施設の水平投影面積」を緑化面積として計上することができる。

ただし、この場合において、その植栽基盤と重複して計上することはできない。

- 5 壁面緑化は、壁面緑化以外の緑化施設の水平投影と重複して緑化面積を計上することができる。ただし「緑化施設の水平投影面積」を選択した場合は重複して計上できない。
- 6 建築物の外壁に準ずるものに緑化施設を整備する場合（壁面登はん型）は、原則として建築物の外側（建築と一体となったからばり（ドライエリア）の周壁は除く。ただし、維持管理面などの問題が無く緑化が可能で有る場合はこの限りでない。）を緑化するものとする。3株/m以上の密度で植栽されていなければならない。
- 7 建築物の外壁に沿わせてフェンス等の自立式壁面を設置して緑化する場合（巻き付き登はん型）、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。
 - (1) フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が原則50cm以内であること。
 - (2) 原則として建築物の外側に緑化されていること。
 - (3) 3株/m以上の密度で植栽されていなければならない。
- 8 建築物の外壁に準ずるものに整備された緑化施設についても、S7に基づき緑化面積を計算することができる。
- 9 同一水平面において、1m以内に複数の建築物の外壁に準ずるものによる壁面が存在する場合は、S7に基づく緑化面積は重複計上できない。
- 10 S7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、つる性植物を誘引するためのワイヤー等資材の設置間隔は30cm以下とする。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではない。

（環境負荷低減施設の面積算出方法）

第10条 建築物及び工作物の構造計算による安全検証を行い、環境負荷低減施設を設置した場合は、次の各号に掲げる面積を計上することができる。

- (1) 太陽光発電、太陽熱利用施設及び設備は、建築物等の屋上等に設ける自然エネルギーの収集有効面積（パネル面積）とする。
- (2) 前項のほか、市長が環境への負荷の低減に資すると認めた施設及び設備については、別途協議により、面積算出方法を定める。

（緑化率等が異なる区域に敷地がまたがる場合の緑化率等の最低限度）

第11条 建築物の敷地が、法第34条に規定される緑化地域及び条例第5条に規定される緑化率等が制限される区域に渡る場合においては、当該建築物の緑化率等は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率等の最低限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（適用除外物件）

第12条 法第35条第1項に規定する「当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為」とは、当該緑化地域に関する都市計画が定められた際現に建築基準法第6条第1項の規定による確認（同法第6条の2第1項の規定により当該確認とみなされるものを含む。）の申請書を提出していることをいう。

2 次の各号に掲げる建築物は、次項各号に定めるとおりとする。

(1) 法第35条第2項第1号の建築物（道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物、都市公園法に規定する公園施設及び占用の許可を受けた建築物）

(2) 法第35条第2項第2号の建築物（学校、工場等及び交通関連施設）

(3) 法第35条第2項第3号の建築物（敷地の全部又は一部が地山状態の高低差5m以上かつ勾配30°以上で工事により手を加えない崖地である建築物）

3 法第35条第3項の許可に付する条件は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。ただし、工場立地法の対象となる工場が工場立地法受理書の交付を受けた場合は、第2号に定める条件は付さないものとする。

(1) 前項第1号の建築物の場合 事例ごとに判断する。

(2) 前項第2号の建築物の場合 次の表の左欄に掲げる建築用途に応じたそれぞれ同表の右欄に掲げる除外物件の水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

建築用途	除外物件 (法令で離隔エリアが含まれているものはその面積を含む)
学校等	グラウンド、砂場
	屋外プール
工場等	軌道敷
	煙突、パイプライン、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設などの固定施設
	高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など
	ガス事業法に規定するガス工作物など
	消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など
交通関連施設	鉄道事業法に規定する軌道など
	軌道法に規定する軌道など
	道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物など

(3) 前項第3号の建築物の場合 地山状態の高低差5m以上かつ勾配30°以上で工事により手を加えない崖地の水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

ない。

4 法第35条第3項の許可に付する条件が無い場合は、規則第10条に規定する緑化施設の工事の完了の届出を省略することができる。

(緑化施設工事完了延期認定)

第13条 法第43条第1項に規定する「気温その他のやむを得ない理由により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 建物の完了検査予定日から概ね1か月程度に除却する建築物等が植栽予定場所に存在するために、緑化率の確保が物理的に不可能な場合
- (2) 一つの建築敷地で複数の建築工事が連続して施工されるために、中途での緑化率の確保が物理的に不可能な場合
- (3) 工事の完了予定日が、7月10日から同年9月20日までの間にある場合
- (4) その他、物理的に植栽が不可能又は植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であると特に市長が認めた場合

2 次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当する場合 建物の完了検査予定日から概ね1か月以内に除却する建築物等を確実に除却する旨の証明を提出しなければならない。この場合において、原則として、除却期限から概ね1か月以内に緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了届を提出しなければならない。
- (2) 前項第2号に該当する場合 引き続き行われる工事の建築確認申請の写し等を提出しなければならない。
- (3) 前項第3号に該当する場合 原則として、工事の完了予定日の2週間前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。この場合において、原則として、工事の完了予定日の同年9月21日から10月20日までに緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設等工事完了届を提出しなければならない。

(緑化施設等工事完了時における現地確認)

第14条 市長は、規則第10条の届出があった場合、当該届出にかかる緑化施設等が緑化率等の規制に適合しているかどうかについて職員に現地を確認させることができる。

(市が設置する建築物)

第15条 条例第6条第1項にいう「市が新築又は増築をする建築物」は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 規則に規定する緑化率等適合証明申請書(様式第1号)、緑化率等規制適用除外許可申請書(様式第4号)の申請者(以下「申請者」という。)

が市長、教育長、事業管理者又は消防長（以下「市長等」という。）である建築物

(2) 申請者が複数である場合、申請者のうち少なくとも1名が市長等である建築物

(申請書等に記載する数値)

第16条 省令第10条に規定する申請書及び規則に規定する緑化率等適合証明申請書（様式第1号）、緑化施設等概要書（様式第2号）、緑化率等規制適用除外許可申請書（様式第4号）、申請書等記載事項変更届（様式第8号）及び緑化施設等工事完了届（様式第10号）に記載する次の表の左欄に掲げる事項の数値は、同表の右欄に掲げる記載基準のとおりとする。

事項（単位）	記載事項
緑化率（％）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
緑化率の最低限度（％）	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載
環境負荷低減率（％）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
環境負荷低減率の最低限度（％）	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載
緑化施設の面積（㎡）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
環境負荷低減施設的面積（％）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
敷地面積（㎡）	小数点以下第3位を切り捨て第2位まで記載
増築割合（％）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
園路、土留等の面積の割合（％）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載

2 第11条の規定が適用される場合、前項の規定にかかわらず、規則に規定する緑化率等適合証明申請書（様式第1号）、緑化率等規制適用除外許可申請書（様式第4号）、申請書等記載事項変更届（様式第8号）、緑化施設等工事完了届（様式第10号）に記載する条例第5条の規定による緑化率等の最低限度の数値は、小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載する。

(雑則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。